

< 声明 >

改悪教育基本法の学校・教育への具体化をねらう 教育改悪3法案の強行可決に抗議する

2007年6月21日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

事務局長 杉浦洋一

6月20日、与党は参議院本会議で、学校教育法、教員免許法等、地教行法の教育改悪3法案の採決を強行しました。子どもの権利・教育・文化 全国センターは、学校と教育を歪め、多くの父母・国民のねがいに反する悪法を強行可決したことに対して満身の怒りをもって抗議します。

教育改悪3法案は、改悪教育基本法を子どもたちと学校に具体化するための法案です。国家が教育の目標を定め、子どもたちに徹底するためのしくみをつくることこそ、この法案の最大の特徴でした。しかし、憲法にも、教育の条理にも反する悪法は、決して子どもと教育を支配しつくすことはできないでしょう。

教育が子どもたちのために行われる営みであることは、揺るがすことのできない真理です。教育の条理にもとづき教育をすすめようとする教職員の心、子どもたちの豊かな成長・発達をねがう父母・国民の心は、いかなる法もしばることができません。

国家のための教育か、子どもたちのための教育か、この根本命題が今後一層、教育実践現場で問われることになるでしょう。子どもたちのための教育を求める、父母・国民、教職員の連帯・共同が今ほど求められているときはありません。

子ども全国センターは、子どもの権利・教育・文化にかかわる幅広い諸団体・個人の共同のセンターとして、改悪教育基本法と教育改悪3法の学校への具体化を許さず、未来につながる学校と教育を前進させる共同のとりくみの発展のために全力を尽くします。

同時に、今後予想される、学習指導要領改悪をはじめとするさらなる改悪教育基本法具体化の諸施策や、日本青年会議所「靖国DVD」など歴史を歪め憲法改悪に子どもたちを導く諸たぐらみを許さず、30人以下学級の実現をはじめとする教育条件整備、教育予算拡充、教育費の父母負担軽減などのための運動を一層強めます。

そして、民主政治の根本を踏みにじり、暴走を続ける政治の流れをかえるために全力を尽くします。